



子育て支援

相談機関

子育てコンシェルジュ

子育てコンシェルジュとは、さまざまな子育て情報を集め、皆様にわかりやすく伝える、子育てサービスの案内人です。

妊娠している方や0～18歳までの子どもに関わる子育ての相談窓口として、子育て支援事業や関係機関をご案内したり、子育ての相談を受けたりします。

こんな時はお気軽にご相談ください！

- ①保育園や幼稚園の入園について知りたい
- ②どんな子育てサービスが利用できるかわからない
- ③子育ての各種サービスの手続きについて知りたい
- ④子どもと気軽に行ける遊び場を知りたい
- ⑤子育てに関する悩みを聞いてほしい など

子育てサポートルーム

相談日時 月～土(祝日・年末年始除く)
午前9時～正午、午後1～4時

場所 大覚寺3-2-2 総合福祉会館2階
☎627-3388

とまとびあ

相談日時 火～土(祝日・年末年始除く)
午前9時～正午、午後1～4時
※月曜祝日の場合は翌日休

場所 宗高1205-1
支援センターとまとびあ内
☎662-2300

親子ふれあい広場

相談日時 水～金、日、月(年末年始除く)
午前9時～正午、午後1～4時
※火曜祝日の場合は翌日休

場所 本町5-6-1 アトレ焼津1階
☎626-3388

[出張相談]

次の施設への出張相談を実施しています。

和田びよびよこっこの会

10:00～11:30

- ◆和田地域交流センター1階ふれあいルーム
- ◆図書館職員による読み聞かせ、ふれあい遊び 他

大富びよびよこっこの会

10:00～11:30

- ◆大富地域交流センター2階和室
- ◆図書館職員による読み聞かせ、ふれあい遊び、身長体重測定 他

ターントクルこども館

出張相談 毎月3回

※開催日は「子育て応援サイト」でご確認ください。



ご利用方法

- ・相談は来所・電話のどちらでも対応します。(予約優先ですが、予約なしでもお気軽にご相談ください)
- ・状況により対応できない場合があります。



子育てサポート・支援事業

子育て応援隊派遣事業

問 子育て支援課

 626-1137

妊娠中や産後、家族や親族からの手助けがないなどで育児と家事の両立にお困りのときは、『子育て応援隊』が家事や子育てをお手伝いします。

対象 妊娠中の方、または3歳未満の子どもを育てている方

利用可能日時 月～金曜日(祝日除く)
午前9時～午後5時

料金 500円(1回2時間)
※妊娠中の方、1歳未満の子どもを育てている方は無料です。

利用方法 事前登録制 利用回数制限あり
子育て支援課にお申し込みください(郵送可)。

✓ 登録に必要なもの

- ① 子育て応援隊派遣事業利用申請書
- ② 3歳未満の子どもの健康保険証の写し(コピー)
- ③ (妊娠中の場合)母子健康手帳の表紙の写し(コピー)



養育支援訪問事業

問 こども家庭センター(こどもの相談) 本町5-6-1(市役所アトレ庁舎2階)  626-1165

妊娠や出産を不安に感じている妊婦の方や、幼稚園や保育所(園)に通っていない子どものいる家庭で、子育てに不安や心配をお持ちの家庭などを訪問し、相談や助言で子育ての支援をいたします。

※利用を希望する方は、ご相談ください。

子育て短期支援事業(ショート・ステイ)

問 こども家庭センター(こどもの相談) 本町5-6-1(市役所アトレ庁舎2階)  626-1165

保護者の入院・疾病等により、家庭において一時的に児童(18歳未満)の養育が困難となった場合に、市が委託する児童養護施設等で一定期間(原則1週間以内)、児童を預かります。

※一定の要件のもと、利用が可能です。





ファミリー・サポート・センター

 詳しくはこちら

問・会員登録申請

焼津市ファミリー・サポート・センター 総合福祉会館 2階 子育てサポートルーム内(大覚寺3-2-2)
Eメール:famisapo-yaizu@able.ocn.ne.jp **☎620-3339**

ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を受けたい人と子育ての援助をしたい人が会員となり、地域の中でお互いに助け合う会員組織です。子どもを預けたいときや保育所(園)の送迎をしてほしいときなどに利用できます。

依頼会員になるには？(子育ての援助を受けたい人)

0歳から小学校6年生までの子どもを育てている方ならどなたでも会員になれます。
※登録はファミリー・サポート・センターで随時受け付けています。

✓ 登録に必要なもの

- ①会員になる保護者の顔写真(3×2.4cm)
 - ②家族のスナップ写真
 - ③かかりつけ医の電話番号をメモしてきてください。
 - ④本人確認ができるもの
- 登録には会員になるご本人が子どもと一緒にお願いします。

利用料金 1時間につき基本(平日午前7時～午後7時)600円です。

提供会員になるには？(子育ての援助をしたい人)

市内在住の心身ともに健康な方で、指定の講習会を受講すれば、どなたでも会員になれます。
※講習会について、詳しくはファミリー・サポート・センターにお問い合わせください。

里親制度



問 静岡県中央児童相談所 藤枝市瀬戸新屋362-1
児童家庭支援センターはるかぜ 田尻58番地

☎646-3570
☎656-3456

【里親の種類】

養育里親

親が病気で入院したり、さまざまな事情で、家庭で生活することが出来ない子どもが、親と生活できるようになるまでの間、あるいは、社会的自立をするまでの期間、家庭で養育する里親です。

養子縁組里親

養子縁組が望まれる子どもを自分の子どもとして法的な親子関係を結ぶことを前提として養育する里親です。

【子育て支援としているいろいろな“里親のかたち”】

○ショート・ステイ事業への協力

保護者の出産や病気により家庭において児童(18歳未満)の養育が一時的に困難になった場合に里親宅でお預かりします。

一般的に特別な方が里親になるというイメージを持たれる方が多いようです。
実際の里親は、子どもが大好きな、どこにでもいる普通のお家のお父さん、お母さんです。



しずおか子育て優待カード 静岡県 子育て優待カード

問 子育て支援課

☎626-1137

子ども連れの方、妊娠中の方が「しずおか子育て優待カード」を協賛店舗・施設に提示すると、「応援サービス」を受けることができます。(サービスの内容は、協賛店舗によって異なります。)

交付を受けていない方、失くしてしまった方あるいは複数枚交付が必要などご入用の方は、窓口でお申し出ください。



対象 18歳未満の子どもを同伴した保護者の方または妊娠中の方

カード交付場所 子育て支援課、こども家庭センター、市内地域交流センター等

▼協賛店舗・施設の目印



※応援サービスは、協賛店舗・施設の負担によって提供されているものです。

協賛店舗・施設は、「しずおか子育て優待カード協賛店舗検索システム」から探すことができます。
<https://shoushika.pref.shizuoka.jp/>

